

平成25年度 早期からの教育相談・支援体制構築事業(文部科学省委託事業)

みんなと育む 改訂版

市町村における早期からの教育相談・支援体制の構築に向けて



写真(美瑛町):大きな2本の木に小さな1本の木が守られるように立っていることから、「親子の木」と呼ばれています。

北海道教育委員会では、平成24・25年度の2か年に渡り、文部科学省の「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の委託を受け、推進地域に美瑛町を指定して取組を進めてきました。

この事業は、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、市町村教育委員会における早期からの教育相談・支援を構築する取組について実践研究を行い、その成果を普及することにあります。

研究成果の普及・促進の一環として、平成24年度に理解啓発用資料「みんなと育む」を作成したところですが、平成25年9月に、学校教育法施行令の一部改正により、就学先を決定する仕組みが改められたことを踏まえ、新たに「就学先の検討」の内容を加えるなどして、本パンフレット「みんなと育む(改訂版)」を作成しました。

北海道教育委員会

保護者の心情に寄り添う

- 子どもの発達や成長について相談したいのですが。
- 育児に漠然とした不安があるのですが。
- 子どもが、自分の気持ちや要求をうまく表現できず、かんしゃくを起こしやすいのですが。
- 子どもの発達を促す効果的なかかわり方はないのでしょうか？
- 療育や教育などの関係機関に相談したいのですが。
- 子どもが言うことを聞かないと、つい手を出してしまいます。どうしたらいいのでしょうか？

子どもが産まれたとき、親は、わが子が無事に誕生したことを喜び、すくすくと元気に育ってほしいと願っています。

しかし、子どもの成長とともに、同年代の子どもと比べ、わが子の発達の遅れに悩んだり、自分の「子育て」に戸惑ったりすることがあります。このようなときに、地域全体で一人一人の子どもを育む、きめ細やかな支援体制を整備していくことにより、保護者がわが子の養育に見通しや自信をもてるようになります。

保護者向けの理解啓発用資料「おおきくなあれ！」

このリーフレットは、市町村教育委員会が早期からの教育相談を行う際に、お子さんへの支援の在り方など、保護者と一緒に考えるための資料として作成しました。各時期における子どもの発達の様子やかかわり方の例、相談機関を掲載していますので、保護者に情報提供するなど、必要に応じてご活用ください。



<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/h24-25sokisien.htm>

早期からの一貫した支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を決定するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことが大切です。早期からの教育相談には、保護者に対して、子どもの障がい受容に関わる支援、障がいのある子どもとのかかわり方を学ぶことによる良好な親子関係を形成するための支援、特別支援教育に関する情報提供等を行うという重要な役割があります。

また、保護者の了解を得た上で、「※ 個別の教育支援計画」を作成し、早期からの教育相談の記録や関係部局、関係機関が行った支援内容などの情報を必要に応じて共有し、活用する体制を整え、子どもと保護者への一貫した支援に結びつけることが重要です。

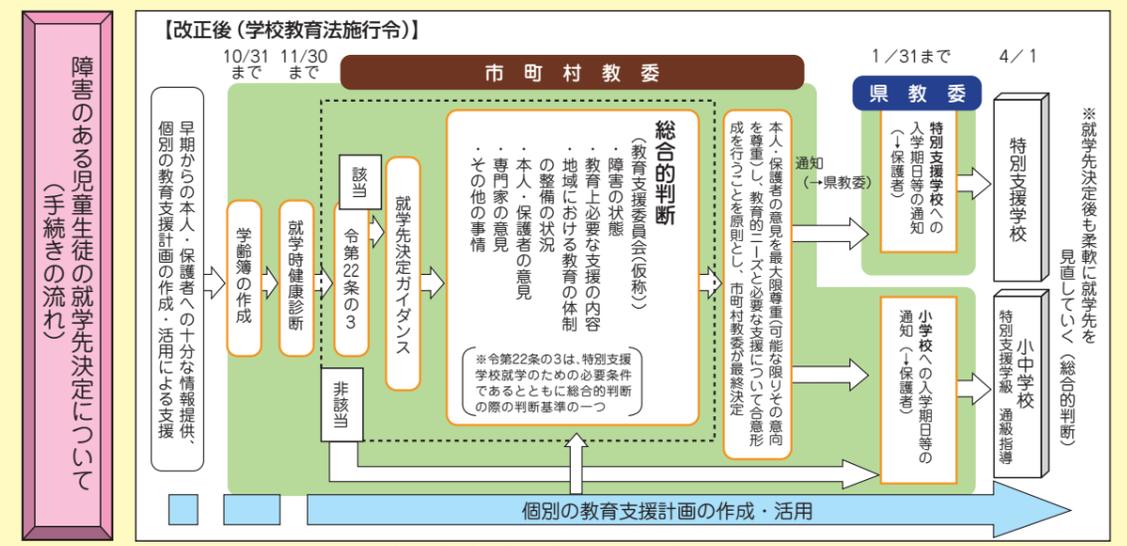
※ 個別の教育支援計画：障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

子ども一人一人の支援のために

- 1 早期からの情報提供等による支援 P. 5 参照
- 2 共通認識を図った支援
- 3 円滑な就学に向けた支援 P. 6 参照
- 4 就学後のフォローアップ等による支援

トピックス 「就学先の決定に当たっての基本的な考え方」について

- **基本的な考え方**
障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講ずること。
- **就学に関する手続等についての情報の提供**
市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。
- **障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重**
市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)より一部抜粋



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (平成25年10月) 「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(参考資料)より

早期からの教育相談・支援体制をつくる

地域における支援体制を整え、早期からのきめ細かな教育相談・支援を継続していくことは、就学後の一貫した支援へとつながります。市町村特別支援連携協議会や自立支援協議会等を活用しながら、市町村教育委員会と保健福祉部等が互いに顔の見える連携をして、支援体制の構築に向けて取り組むことが重要です。

トピックス 「教育支援委員会(仮称)」

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当であること。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)より一部抜粋

市町村特別支援連携協議会

詳細は【平成21年度 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業「地域で力を合わせる」-北海道教育委員会-】をご覧ください。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=206

連携協議会の役割

相談機能～教育相談、ケース会議

広報・啓発機能～広報誌の活用等

研修機能～研修会の実施等

機関連携～支援体制の構築

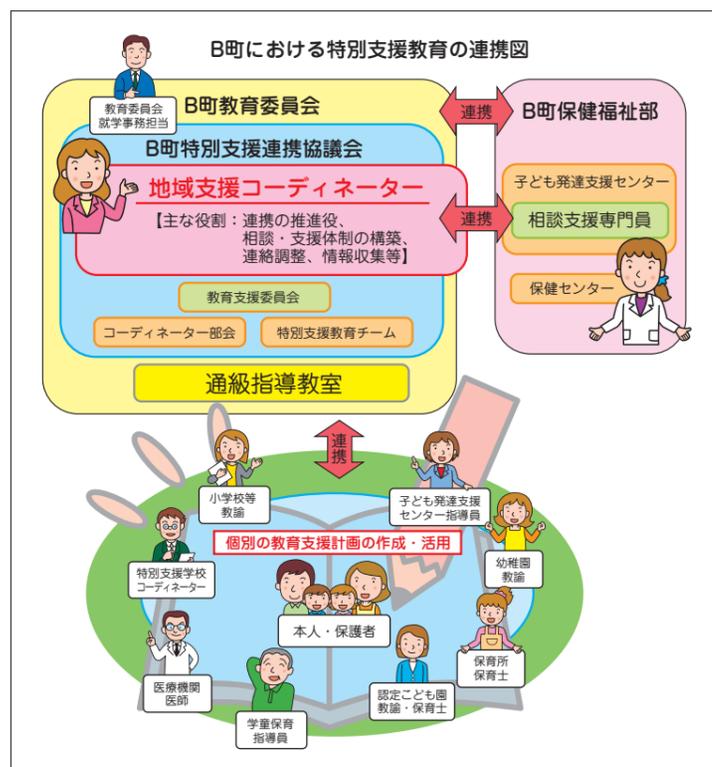
市町村自立支援協議会との連携

B町では・・・

教育委員会は、子どもの小学校就学以降を見通し、保護者の了解を得て、保健センターの健診や子ども発達支援センターでの相談の内容を関係機関でのケース会議等において、情報交換しています。

地域支援コーディネーターは、保健福祉部(相談支援専門員)及び関係機関との連携や保護者への教育相談・支援を行うキーパーソンとして活動しています。

特別支援連携協議会は、障がいのある子どもが在籍する学校や幼稚園等からの相談を受けて関係機関との調整を図り、保護者、地域支援コーディネーター、教員等によるケース会議を行っています。



B町特別支援連携協議会では...

＝相談機能＝
 特別支援教育チームを設置し、子どもの発達や就学に関して、継続した教育相談等の実施によるきめ細かな支援を行っています。

＝研修機能＝
 地域の子育て力を高めるため、教育関係機関と連携して、保護者や教育関係者等を対象に子育てや特別支援教育、就学指導等に関する研修会を企画・運営しています。

＝広報・啓発機能＝
 町の広報誌を活用した特別支援教育に関する情報提供のほか、地域支援コーディネーターが幼稚園、保育所、子ども発達支援センターなどに出向いて、保護者への理解啓発を促す取組を行っています。

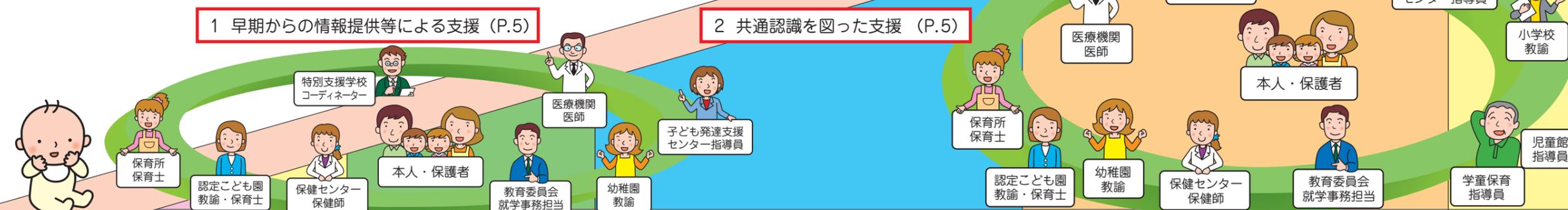
＝機関連携＝
 関係者が集まり、各関係機関の役割や機能に応じた支援の内容や方法、結果などをケース毎に協議し、連携を図った支援の充実にも努めています。

子どもの発達の状態を心配している保護者への相談や医療、福祉、教育等に関する情報を提供したりしています。

親の会

3 円滑な就学に向けた支援 (P.6)

4 就学後のフォローアップ等による支援 (P.6)



教育委員会 ▶ 保護者等への十分な情報提供や教育相談・就学相談
 保健福祉部 ▶ 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 5歳児健康診査

10月1日学齢簿の作成 就学時健康診断 就学先の決定 各学校への引継ぎ

個別の教育支援計画や 個別の支援計画の作成、活用 (P.9)

子ども一人一人の支援のために

1 早期からの情報提供等による支援

【相談窓口の整理】

保護者が子育てに悩んだとき、不安になったときなどの相談窓口を一覧にし、どのような相談が受けられるのかなどの情報を提供できるよう整理しましょう。

【保健福祉部等との連携】

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査などの機会に、教育委員会と保健福祉部が連携した健診を行ったり、相談をしたりするなど、必要に応じて子どもの情報を共有できる体制を整えましょう。

【子育て情報の提供】

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査などの機会を活用して、保護者に幼稚園、保育所等、子育てや発達に関わる情報を提供しましょう。

個人情報の取扱いに留意しましょう！



2 共通認識を図った支援

【支援会議の実施】

市町村特別支援連携協議会や自立支援協議会など市町村にある組織を活用した早期からの教育相談・支援体制の構築を図りましょう。

【相談会の実施】

保護者を対象に、子どもの障がいの特性に応じたかかわり方や就学へ向けた相談会等を開催し、十分な情報提供を行います。

【※ 個別の教育支援計画の作成・活用】

子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を一貫して行うため、個別の教育支援計画等を作成し、関係機関と連携を図った効果的な支援になるよう活用しましょう。

特別支援連携協議会に小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象とした部会を設定し、情報の交換や協議をしたり、研修会を企画することも考えられます。

教育委員会
就学事務担当

※ 個別の教育支援計画(個別の支援計画)は、地域により、「子育て応援ファイル」や「育ちと学びの応援ファイル」、「子育てサポートファイル」などの名称を用いて作成・活用されています。

3 円滑な就学に向けた支援

【幼稚園・保育所等と小学校との連携】

幼稚園等や小学校の教職員が互いの授業を参観したり、合同の研修会や引継ぎの場を設定するなど就学後のスムーズな移行を目指した取組が大切です。また、本人や保護者を対象にした学校見学会や体験入学会の機会を設けましょう。

【個別の教育支援計画を活用した就学相談】

就学移行時は保護者の不安が大きくなる時期です。就学相談では、幼稚園等や関係機関等で受けた支援内容や小学校で新たに必要の指導・支援等について、保護者と話し合い、その結果を個別の教育支援計画に明記するなどの取組が大切です。また、※特別支援教育支援員の配置などの環境整備の検討も行いましょう。



※ 特別支援教育支援員：障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある幼児児童生徒に対し学習活動上のサポートを行います。市町村において、支援員の資質向上等に関する取組が進められています。

4 就学後のフォローアップ等による支援

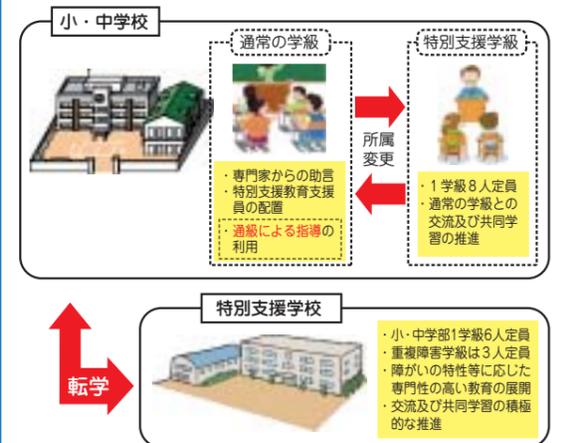
【就学先等の見直し】

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学や所属変更ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが大切です。

このためには、個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先を変更できるように、連続性のある「多様な学びの場」の仕組みを整備していく必要があります。

連続性のある「多様な学びの場」の整備

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていく必要があります。



小・中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合は、保護者及び専門家からの意見聴取が必要となります。(学校教育法施行令第18条の2)

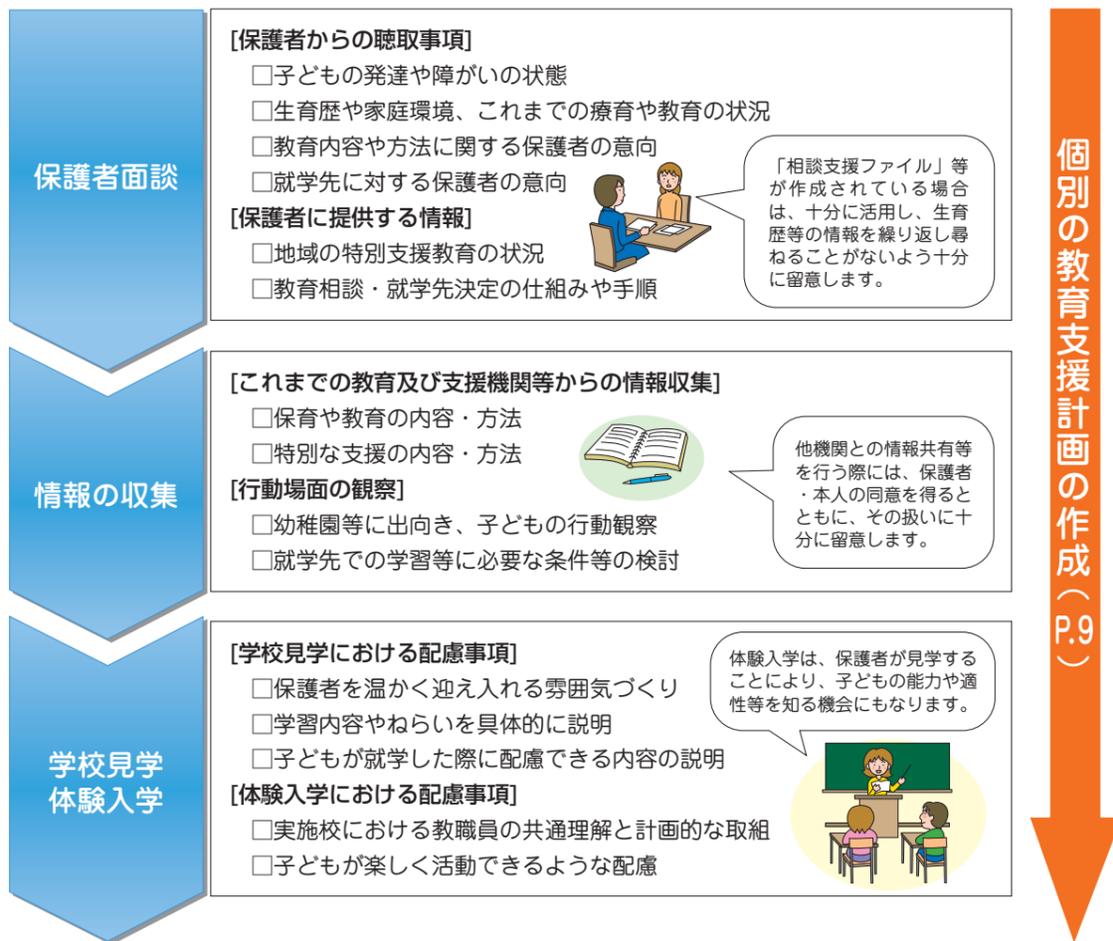
就学先の検討

この章では、就学先の検討・決定等の手続きについて、「*教育支援資料」を参考として、本人・保護者と市町村教育委員会、学校との間で合意形成を図った就学先の決定に向けたモデルプロセスを示しています。障がいのある子どもが、その障がいの状態に応じ、就学先の学校で十分な教育を受けられるよう、必要な支援や配慮等を決定する際には、合意形成までのプロセスを丁寧に行うことがポイントとなります。

※教育支援資料：障がいのある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実を図るための資料
(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

1 教育的ニーズの把握と共有

本人・保護者、学校、教育委員会の三者が子どもの教育的ニーズを把握して、情報を共有するとともに、子どもにふさわしい就学先を検討していく当事者として信頼関係を築いていくことが重要です。



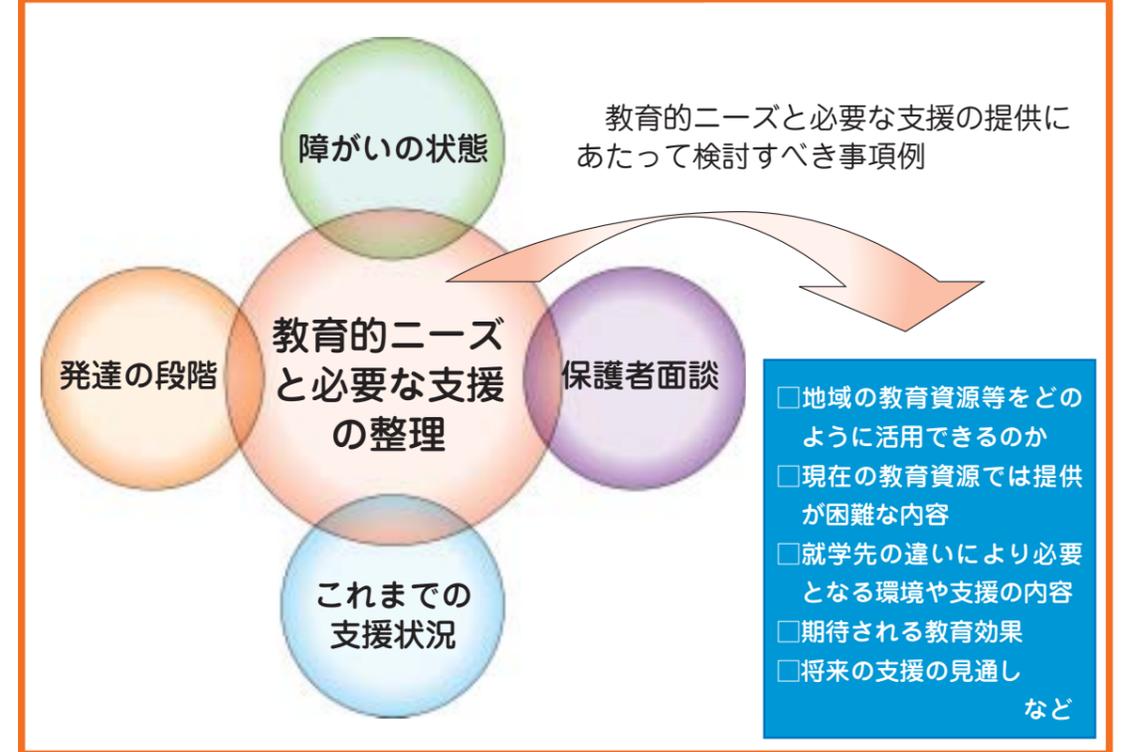
トピックス 保護者面談にあたっての留意事項

- 保護者が心を開き、話しやすい雰囲気をつくるため、静かでくつろげる環境設定に配慮
- 限られた時間の中で大切な出会いであることを念頭に置き、相互の信頼関係を構築
- 保護者の教育に対する意向等を十分に傾聴
- 保護者に対し、必要以上の評価的・診断的な発言、一方的な助言等をするなどして、不安や不快感を与えたりするような対応は厳禁
- 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合は、適切な情報を提供
- 面談者は個人情報に関する守秘義務があることを保護者に告知（記録は許可を得てから）

2 教育的ニーズ等の検討

市町村教育委員会は、子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくことになります。

教育的ニーズと必要な支援の検討



保護者からの意見聴取

- 教育委員会からの説明事項
 - ・ 就学先及び就学後の支援内容
 - ・ 支援を必要とする理由
 - ・ 就学後の教育効果 等
- 保護者からの意見聴取
 - ・ 保護者が考える時間を十分に確保
 - ・ 本人からも意向を確認できる場合は、別途、意見聴取の実施 等

専門家からの意見聴取

- 教育学、医学、心理学等の専門家から意見を聴取
- 総合的な判断のための検討

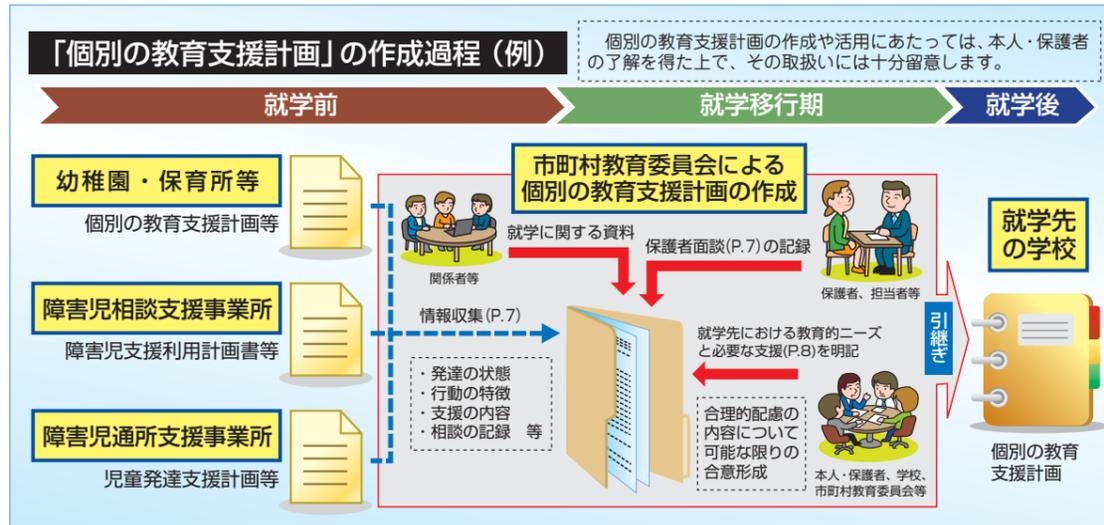
合意形成に至らなかった場合、その後のプロセスを検討しておく必要があります。例えば、課題点を明確にした上で、体験入学を実施し、一定期間経過後に、再び検討の場をもつなどの対応が考えられます。

本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

- 就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが原則。
- 合理的な配慮の内容についても合意形成を図ることが適当。

3 個別の教育支援計画等の作成

これから「個別の教育支援計画」の作成・活用を検討する市町村教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児通所支援事業所で作成されている児童発達支援計画等を有効に活用しつつ、適宜、資料の追加等を行った上で、子どもの情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として、保護者と連携の下、小・中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めましょう。



トピックス 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

「合理的配慮」とは、「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要があります。

基礎的環境整備

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

学校における合理的配慮の観点

- ① 教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ② 支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③ 施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)、(2)】 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)

「個別の教育支援計画」の様式・記入例(試案)

下図は、就学先における「合理的配慮」(P.9)の内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の様式及び記入例を試案として示したものです。各教育委員会においては、この試案を参考にするなどして、就学先の学校で提供される「合理的配慮」の内容を、保護者を含め関係者の間で共通理解を得ながら作成し、その結果を「個別の教育支援計画」に明記することが望まれます。

(様式〇)

個別の教育支援計画

～就学移行期用シート～

氏名	北海太郎	性別	(男)・女	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
作成者	保護者	北海一郎(父)	在園名	〇〇幼稚園	
	学校	〇〇〇〇(〇〇町立〇〇小学校)	就学先	〇〇町立〇〇小学校	
	教育委員会	〇〇〇〇	作成日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	関係機関等	〇〇〇〇(発達支援センター)	修正日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

● 本人・保護者の願い等	
本人の願い	保護者の願い
将来の夢 お父さんのように、がんばって働けるような大人になりたい。	将来の夢 ・就職して、自立した生活を営んでほしい。
興味関心 ・電車の図書やDVDの鑑賞。	就学先 〇〇町立〇〇小学校(通常の学級)
学校 ・図書室にある電車の本をたくさん読みたい。	学校 ・自分の思い通りにならなくても、パニックを起こさずに、落ち着いて学習に取り組んでほしい。
生活等 ・友だちと仲良く遊びたい。	生活等 ・自分の気持ちを言葉で表現できるようにしてほしい。 ・円滑な人間関係が築けるようになってほしい。

● 就学前における支援状況(平成〇〇年〇〇月現在)				
課	課題	支援機関	支援の内容	資料
①	言葉の発達	発達支援センター	言語聴覚士による言語訓練	p.〇
	②	集団生活の適応	発達支援センター	少人数の集団によるロールプレイトレーニング
〇〇幼稚園			個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用	p.〇
③	発達の段階等の把握	〇〇養護学校	幼稚園の担任教諭に対する指導方法等の助言・援助	p.〇
		道立特別支援教育センター	教育相談(知能・発達検査、適切なかかわり方等)	p.〇

● 教育的ニーズの選定	
・本人の言語発達の状態やこだわりの強さなどの特性を踏まえた学習環境を設定するなどして、学習への意欲を高め、基礎的・基本的な学力を身に付ける。 ・担任及び支援員の支援を受けながら、友だちと一緒に活動する経験を重ね、自己肯定感を高めながら、円滑な人間関係や社会性を培う。	

● 就学先の学校における合理的配慮の内容(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)			
教育内容	観点	支援の内容	備考
教育内容	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	・「適切な対人関係の困難さ」や「言語発達の遅れや異なった意味理解」があることから、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。	・個別の指導計画の作成 ・支援員と連携した指導
	学習内容の変更・調整	・基礎的・基本的な内容の確実な習得を目指し、必要に応じて学習内容の変更・調整を行う。	・変更・調整の内容を個別の指導計画に明記
教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の配慮	・視覚を活用した情報を提供する。(写真や図画、模型、実物等の活用)	・支援員による写真や図画等の提示
	学習機会や体験の確保	・行事等では見通しをもった活動となるよう、活動予定表を作成する。	・予定表の作成は家庭にも協力を依頼
	心理面・健康面の配慮	・パニックの予防と対応策を活動場面ごとに整理する。 ・本人の様子を連絡帳により情報交換を行う。	・全教職員に周知
支援体制	専門性のある指導体制の整備	・指導方法等について〇〇養護学校から助言を受ける。 ・道立特別支援教育センターの教育相談に担任も同行する。	・専門家からの助言内容を全教職員に周知
	児童や教職員、保護者等への理解啓発を図るための配慮	・周囲の児童に対し、本児の特性を踏まえた「かかわり方」を日々の活動の中で、さり気なく伝え、理解を深める。	・みんながみんなを認め合う教育活動の展開
	災害時等の支援体制の整備	・災害時における障がいのある児童への支援の在り方について校内研修会を実施する。 ・学校の防災計画の中に支援体制を明記する。	・〇〇養護学校の教頭を研修会講師として招へい
施設・設備	校内環境のバリアフリー化	・各教室に絵文字の表示パネルを設置する。	
	発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	・興奮が収まらないときは、クールダウンの部屋に移動させ、心を落ち着かせる。	・支援員が対応し、その状況を担任等に連絡帳に記載
	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	・体育館にパーテーションを設置する。 ・本人が好きな図書や玩具を常備する。	・教育委員会が整備 ・図書等は家庭で準備

相談ができる機関等

子育ての不安や悩み、子どもの発達に関する相談など、以下の機関等で相談をすることができます。

子育て相談等

子どもの発達に関する相談や、子育ての不安・悩みなどの相談窓口

- 保健所・市町村保健センター
- 子育て支援センター 等

発達相談・支援等

子どもの発達の状況に応じて、生活の基本的な習慣や動作及び集団生活への適応等の相談窓口

- 子ども発達支援センター 等

養護(虐待)・非行・障がい等

虐待・非行・障がい等の相談窓口

- 市町村(児童福祉)
- 児童相談所
 - 北海道中央児童相談所
 - 北海道旭川児童相談所
 - 稚内分室
 - 北海道帯広児童相談所
 - 北海道釧路児童相談所
 - 北海道函館児童相談所
 - 北海道北見児童相談所
 - 北海道岩見沢児童相談所
 - 北海道室蘭児童相談所
 - 札幌市児童福祉総合センター 等

教育・就学相談等

子どもの教育や就学等の相談窓口

- 市町村教育委員会
- 特別支援学校
- 北海道教育庁特別支援教育課、各教育局
(高校進学のお問い合わせは、教育庁高校教育課へ)
- 北海道立特別支援教育センター 等

親の会等

本人や保護者、関係者によって組織されている団体で、障がい種別などで道内に多数あります。

会員相互の交流や研修を行うとともに発達の状態を心配している保護者への相談や医療、福祉、教育等についての情報等を提供しています。

例えば

- 日本発達障害ネットワーク北海道
- 北海道手をつなぐ育成会
- 北海道肢体不自由児者福祉連合協会
- ことばを育てる親の会北海道協議会
- 北海道重症心身児(者)を守る会
- 北海道難病連 等



問い合わせ等

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館

電話 011-204-5774 FAX 011-232-1049